

酒田市農業委員会会長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、農地行政の円滑な執行を図るため、酒田市農業委員会会長（以下「会長」という。）が農業委員会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 農地行政の進展に功績のあったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号以外のもので、会長が特に必要と認めたもの

(支出区分及び支出基本額)

第3条 交際費の支出区分及び支出基本額は、次のとおりとする。

- (1) 香典
葬儀等における香典 1万円を上限とする
- (2) 見舞金
病気、災害、事故等の見舞い 1万円を上限とする
- (3) 生花
慶弔、各種大会等における生花 実費相当額とする
- (4) 会費・御祝
各種大会、式典、懇親会等の会費・御祝等 会費相当額とする
- (5) 交際物品費
記念品、土産等 実費相当額とする

2 前項の支出に際し、特段の事情がある場合又は上記支出区分以外に支出する必要がある場合は、社会通念等に照らした額を支出する。

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。